「本人通知制度」の利用には事前登録が必要です

「本人通知制度」は、第三者（代理人や弁護士等）に住民票の写しや戸籍謄本などを交付した場合に、「本人通知制度」に登録されている方に対して、市役所から交付したことを通知する制度です。

■登録できる方

①丹波市の住民票（除かれたものを含む）に記載されている方

②丹波市の戸籍（除籍）に記載されている方

■登録方法

本人確認書類（運転免許証等顔写真付きのもの）をお持ちのうえ、市役所市民課、各支所までお越しください。

問 市民課（氷上庁舎内）☎ 82 - 2002

消費生活ニュース　HP

郵便局のレターパックに現金を入れて送金させる“振り込め詐欺”が市内で続発！

警察や弁護士、裁判所などとかたり「以前の被害を回復する」と言って、郵便局のレターパックに現金を入れて送金させる事案が連続して発生しました。相手の話をうのみにせず、丹波市消費生活センター（☎ 82 - 1532）に相談してください。

こんにちは！スポーツ推進委員です

問 生涯学習センター ☎ 82 - 0409

「クォーターテニス・キンボール審判講習会を実施しました」

6月6日（水）、委員の指導力向上を図るため、クォーターテニスとキンボールの審判講習会を行いました。

クォーターテニスは、バドミントンコートでスポンジボールを打ち合うスポーツで、西宮市で考案されました。ルールは簡単で、幅広い年齢の方が手軽にプレイできるため、スポーツ推進委員会の推奨スポーツとなっています。

キンボールは、直径 122cm のボールを 3 チームが打ったり受けたりして得点を競うスポーツです。だれもが楽しめるため、学校や地域で広く普及し、私たち委員も小学校の PTA 親子活動の要請を受けて指導を行なっています。

日ごろの運動不足やストレス解消にスポーツを楽しみませんか。スポーツ指導の要望がありましたらスポーツ推進委員会事務局（生涯学習センター内）☎ 82 - 0409 までお気軽にお電話ください。

８月の相談

＊行政相談　HP

9日（木）青垣住民センター
13日（月）市役所第1相談室
15日（水）柏原住民センター
16日（木）市島住民センター
17日（金）山南住民センター
21日（火）春日住民センター
〔受付時間〕午後1時30分～3時30分
問 総務課（氷上庁舎内）☎ 82 - 1002

＊人権相談　HP

○特設人権相談所
7日（火）　柏原住民センター
9日（木）　青垣住民センター
16日（木）　市島住民センター
〔相談時間〕午後1時30分～4時
○常駐相談所（神戸地方法務局柏原支局）
1日（水）、22日（水）、29日（水）
午前9時～午後4時
○全国共通人権相談ダイヤル ☎ 0570 - 003 - 110
○女性の人権ホットライン ☎ 0570 - 070 - 810
○子どもの人権110番 0120 - 007-110
〔相談時間〕平日午前8時30分～午後5時15分
問 柏原人権擁護委員協議会 ☎ 72 - 0176
人権啓発センター（氷上庁舎内）☎ 82 - 0242

＊消費生活相談

相談場所 / 市役所生活安全課　相談日 / 土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
問 丹波市消費生活センター（生活安全課内）☎ 82 - 1532
※土日の電話相談は県の週末相談 0120 - 511 - 103 へ

＊多重債務無料相談会

毎月第3日曜日 午後1時～4時　柏原住民センター
問 司法書士会柏原支部 ☎ 82 - 7174
問 神戸財務事務所 ☎ 078 - 391 - 6948

＊行政書士無料相談会

毎月第1土曜日午後1時～4時　ゆめタウンポップアップホール 問 県行政書士会摂丹支部 ☎ 72 - 3091

＊無料登記法律相談会

16日（木）午前9時～正午　柏原住民センター（予約不要）［共催］県司法書士会たんば支部・県土地家屋調査士会但馬支部　問 田中事務所 ☎ 85 - 2460

＊市民生活の安全・安心確保のための指導相談（電話・面談）

交通事故防止・防犯・消費者保護の相談など。月・火・木・金曜日の午前8時30分～午後5時15分
問 生活安全課（氷上庁舎内）☎ 82 - 1532

～家族と歩む特別支援教育～
子どもはキラキラ輝く宝物

特別支援教育フォーラム

本年度で5回目となる特別支援教育フォーラム。6月30日（土）、ライフピアいちじまで、「家族と歩む特別支援教育 子どもはキラキラ輝く宝物」をテーマに、トークセッションを行いました。

特別な支援が必要な子どもたちにさまざまな立場で寄り添っておられる3人。左から太田隆将さん（氷上特別支援学校）、隈部浩美さん（主婦）、中川優一さん（みつみ生活サポートセンター）

トークセッションでは、第41回NHK障害福祉賞優秀作品賞受賞者である長崎県南島原市在住の主婦 隈部浩美さん、県立氷上特別支援学校の太田隆将さん、みつみ生活サポートセンター圏域コーディネーターの中川優一さんを招き、保護者、教育、福祉の視点から特別支援教育についてお話しいただきました。

「いろんな人とコミュニケーションがとれることも自立のひとつ」（隈部さん）「まずは、保護者の願いに耳を傾け、子どもの成長を信じることからはじまる」（太田さん）など、それぞれの経験をもとにした話が繰り広げられました。

参加者からは、「子どもたちにとって大切なことは、何ができるかではなく、その日一日を素敵に過ごすことなんだということがわかりました」「涙があふれてきました。本当の意味で子どもと共に生きる実践者のひとりになりたいと思います」などの感想が聞かれ、今後の学校、家庭、地域の支援のあり方について考えるよい機会となりました。

ねんきん　年金広場

【第3号被保険者について】

第2号被保険者（厚生年金保険等の加入者）に扶養されている20歳から60歳までの配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになり、国民年金保険料を納める必要はありません。

第2号被保険者が退職したときなどは？

第2号被保険者が退職したとき、扶養からはずれた時などは、第1号被保険者への変更手続きが必要となります。市役所市民課または各支所、氷上保健センターで手続きを行なってください。

●次回の出張年金相談日
相 談 日：9月21日（金）　氷上保健センター
予約期間：8月1日（水）～9月7日（金）
予 約 先：西宮年金事務所 ☎ 0798 - 33 - 2944
問 国保・医療課（氷上保健センター内）
☎ 82 - 6690

国民健康保険に加入のみなさまへ

＊高齢受給者証が新しくなります

70～74歳の方に交付しています「高齢受給者証」は、7月末で有効期限が切れます。新しい証は、7月下旬に郵送で各ご家庭へお届けします。受診する時の自己負担割合を示す大切な証明書となりますので、保険証とともに必ず病院の窓口に提示してください。

＊限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証の有効期限は7月末です

病院窓口での支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」と入院中の食事代が減額される「標準負担額減額認定証」は、7月末で有効期限が切れます。証の交付には、再度申請が必要ですので、市役所窓口で手続きをしてください。

■申請時に必要なもの / 保険証、印鑑

※食事代の減額は、市民税非課税世帯の方が対象です。

※「限度額適用認定証」は、保険税を滞納していると交付できません。

問 国保・医療課（氷上保健センター内）
☎ 82 - 6690